

令和2年度海辺賑わい創出業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

海辺賑わい創出業務委託

(2) 業務の目的

石狩浜海水浴場「あそびーち石狩」は、札幌圏に位置する唯一の海水浴場として多くの利用者に親しまれているが、近年は全国的な海離れやレジャーの多様化などの影響を受けて、来場者数は減少傾向にある。本業務は、民間知見の活用による新たな海水浴場の楽しみ方や本町地区の魅力を伝える事業も併せて実施することで、海辺の魅力を相乗的に高めることを目的とする。

なお、業務の実施に当たっては、高度な専門知識やノウハウを活用した優れた提案を得るため、受託者を公募型プロポーザル方式で選定するものとする。

(3) 業務内容

「海辺賑わい創出業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）

に記載しているとおりとする。ただし、契約時における仕様は、契約候補者として選定された企業提案内容に応じて仕様を変更することがある。

(4) 予算額（上限額）

3,000,000円

※ 300万円の内訳規模としては、250万円をキッズパーク及び新たな海辺の楽しみ方事業に、50万円を本町地区への年間を通じた集客周遊事業に充てるものとする。

※ この金額は消費税及び地方消費税を含む値である。また、契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すものである。

(5) 業務（委託）期間

令和2年4月1日（水）（契約締結日）から令和3年3月31日（水）まで

2 参加資格要件

本手続に参加できるものは、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

(1) 国又は地方公共団体が発注する「イベント運営業務」を受託した実績があること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でない者であること。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく会社、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人又はその他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人及び政治活動を主たる目的とする団体並びに石狩市暴力団の排除に関する条例（平成25年石狩市条例第20号）第2条第1項に規定する暴力団及び同

条3号に規定する暴力団関係事業者を除く。) であること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 提案書の提出日において、国税（法人税及び消費税及地方消費税）の滞納がないこと。
- (6) 提案書の提出日において、石狩市又は本社所在地における法人市民税（特別区にあっては都民税）の滞納がないこと。
- (7) 北海道内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (8) 以下の内容について承諾すること。

本プロポーザルは、令和2年度石狩市予算で本事業が可決することを前提として実施するものである。このため、本事業費が可決されなかった場合は、本プロポーザルの選定結果は失効する。この場合において、提案者に損害等が生ずることがあっても本市は賠償の責任を有しない。

3 契約方法

提出された企画提案書と提案者からのプレゼンテーションの内容を審査する「審査委員会」を開催し、評価が優れている事業者を第1優先契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。なお、第1優先契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、もしくは2の参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約の交渉を行うこととする。

なお、参加提案者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

4 参加表明書に関する事項

(1) 提出書類

- ア 参加書類受理票<第1号様式>
- イ 参加表明書 <第2号様式>
- ウ 2(1)の要件に係る「業務経歴書①」<第3号様式>（年度、発注者、業務名、契約金額、担当者名を記載し、契約書の写し、業務の概要がわかるものを添付すること。）
- エ 登記簿謄本（写し可）・・・申請時において3ヶ月以内のもの
- オ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）（直近2年度決算分）
- カ 国税の納税証明書（法人税及び消費税及地方消費税）
- キ 市税の納税証明書（法人市民税）（直近2年度分）

※カ、キに掲げる書類については、申請時において3ヶ月以内であるものとし、写しによる提出を認める。また、カ、キに掲げる書類については、納税証明書に記載されている未納額が0円であるものに限る。

(2) 提出期間

令和2年2月10日（月）～2月20日（木）午後5時まで（持参、郵送ともに必着）

(3) 提出場所

「10 担当部署（書類提出先・問合わせ先）」に提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかに限る）

(5) 参加事業者の決定

提出のあった参加表明書等を審査のうえ参加事業者を決定し、参加表明のあった事業者に対し、審査結果を令和2年2月21日（金）までに電子メールにて通知する。

5 質疑の受付と回答

(1) 提出書類

質問・回答書<第4号様式>を使用する。

(2) 提出方法

電子メールでのみ受付（E-mail: unjouya@muse.ocn.ne.jp）

(3) 受付期間

令和2年2月28日（金）午後5時まで（必着）

(4) 回答方法

質問に対する回答は参加事業者全員に電子メールにて通知する。

6 企画提案書に関する事項

以下を提出すること。なお、使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

(1) 提案書等受理票<第5号様式>

(2) 企画提案書（様式任意）

- ・ 提案内容は、実施が可能であることを前提に記載すること。
- ・ 本事業に関する基本的な考え方を記載すること。
- ・ 仕様書の業務内容に掲げる各事項全てについて、具体的な提案をするとともに、業務の実施手順及び実施体制、業務スケジュールを記載すること。
- ・ 本業務の管理責任者及び担当者の業務経歴を記載すること。
- ・ 用紙はA4版で、全体で10ページ以内（表紙は含めない）とすること。
- ・ 提案事業者名が判別できないようにすること。

(3) 業務見積書及び内訳書<任意様式>

(4) 事業者概要書<第6号様式>

(5) 業務経歴書②<第7号様式>

提出期間 令和2年3月3日（火）令和2年3月11日（水）午後5時まで（持参、郵送ともに必着）

提出場所 「10 担当部署（書類提出先・問合わせ先）」に提出すること。

提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかに限る）

提出部数 正本1部、副本7部（副本については複写可とする）

7 審査方法

(1) 契約候補者の選定

参加資格の審査、企画提案書の審査、評価、選定及びその他本プロポーザルに係る庶務は、観光協会職員と有識者で構成する「石狩市海辺賑わい創出業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査会」という。）を設置して行う。

企画提案書の提出を受けた後にプロポーザルを行い、評価が最も優れている事業者を第1優先契約候補者として選定する（次点者も決定する。）。なお、本プロポーザルに参加した他の参加者の情報、選定結果、評価点は公開しない。選定結果については、提案者全員に対し自己の結果のみ通知する。

評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は公開しない。また審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

また、応募が多数の場合（5件を超える場合を想定）は、審査会で書類による1次審査を実施し、1次審査を通過した参加者のみヒアリングを実施する場合がある。1次審査の結果については、自己の結果のみを各提案者に通知する。

(2) プレゼンテーション

企画提案内容を確認するため、プレゼンテーション及び審査委員からの質疑応答を行う。

ア 実施日時

令和2年3月18日（水）※予定

イ 実施場所

石狩市役所本庁舎4階 402会議室（石狩市花川北6条1丁目30番地2）

ウ 企画提案の説明及びヒアリング

1者あたり30分程度（プレゼンテーション：20分、質疑応答：10分程）を予定

■ 審査項目

| 審査項目 | 内容 | 配点 | 審査の視点 |
|--------|------------------------|----|-------------------------------|
| 業務遂行能力 | 企業の規模 | 5 | 会社の規模、経営状況が適正か |
| | 企業の業務内容及び実績 | 5 | 同様の業務の受託実績の有無 |
| | 業務実施体制 | 5 | 業務を実施する上で必要な体制、技術者の資格、経験、専門知識 |
| | 本委託業務に係る概算経費 | 10 | 概算経費の妥当性 |
| 業務理解度 | 業務の実施方針 | 10 | 本業務を適切に理解しているか。 |
| 工程計画 | 工程計画・業務フロー | 10 | 業務フロー及び工程は適正か。 |
| 特定テーマ | 子供向けの遊び場「キッズパーク」の企画・実施 | 20 | 提案が具体的かつ適当であるうえ、期待する成果が得られる。 |
| | 新たな海辺の楽しみ方の企画・実施 | 10 | 提案が具体的かつ適当であるうえ、期待する成果が得られる。 |

| | | | |
|--------|-------------------------|-----|-----------------------------------|
| | 本町地区への年間を通じた集客周遊事業企画・実施 | 10 | 提案が具体的かつ適当であるうえ、期待する成果が得られる。 |
| | 広報に関する企画・実施 | 5 | 提案が具体的かつ適当であるうえ、期待する成果が得られる。 |
| プレゼン能力 | プレゼンテーションの適正について | 5 | 分かりやすい説明であったか。質疑に的確に回答できたか。 |
| その他 | その他提案について | 5 | 提案が具体的かつ適当である上、期待する成果が得られるものであるか。 |
| 合計 | | 100 | |

(3) その他

会場には、ノートパソコン（Windows 7 office2013）、プロジェクター及びスクリーンを用意するが、参加者がパソコンを持参することは可能である。ヒアリング日時及び開始時間については別途連絡する。

(4) 審査結果

審査結果は、プレゼンテーション参加者に対し、書面「企画提案書の審査結果について」〈第9号様式〉にて通知する。また、書面の通知と併せて電子メールにて通知する。

8 スケジュール

| | |
|-------------|--------------------------------|
| 参加表明書の提出期間 | 令和2年2月10日(月)～2月20日(木) 午後5時(必着) |
| 質問の受付期間 | 令和2年2月25日(火)～2月28日(金) 午後5時(必着) |
| 企画提案書等の提出期間 | 令和2年3月3日(火)～3月11日(水) 午後5時(必着) |
| プレゼンテーション審査 | 令和2年3月18日(水)を予定 |
| 結果通知 | 審査後7日以内 |
| 契約手続き | 令和2年4月上旬 |

9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 次の条件のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。
 - ア 企画提案書の内容に虚偽の内容が記載されている場合
 - イ 企画提案書に記載がない事項に関する提案が含まれている場合
 - ウ 関係者に対して工作等不当な活動を行ったと認められる場合

- エ 企画提案書が定められた提出方法、提出先、提出期間に適合しない場合
- (4) 提出期間以外の企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。
 - (5) 参加者から提案された関係書類は返却しない。
 - (6) 参加者から提出された企画提案書は当該審査以外で提案者に無断で使用しない。
 - (7) 提出された企画提案書の機密保持には十分配慮する。
 - (8) 参加表明書又は企画提案書後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した辞退届<第9号様式>を提出すること。辞退することによって、今後の石狩市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

10 担当部署

一般社団法人石狩観光協会（担当：菅野、高梨）

〒061-3377 石狩市親船町107番地

TEL : 0133 - 62 - 4611（直通）

FAX : 0133 - 62 - 4624

E-mail : unjouya@muse.ocn.ne.jp